

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【公表番号】特表2018-518570(P2018-518570A)

【公表日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2018-026

【出願番号】特願2017-562671(P2017-562671)

【国際特許分類】

C 08 L 23/26 (2006.01)

C 08 L 23/04 (2006.01)

C 08 K 3/00 (2018.01)

【F I】

C 08 L 23/26

C 08 L 23/04

C 08 K 3/00

【誤訳訂正書】

【提出日】令和2年12月18日(2020.12.18)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物品であつて、

基材と、前記基材に接する塗料層とを備え、

前記基材が、

A) 無水物官能化工チレン系ポリマー、及び任意選択的にエチレン系ポリマーを含む、
第1のポリマー組成物と、

B) 充填剤と、

C) 任意選択的に粘着付与剤と、

を含む組成物から構成され、

前記無水物官能化工チレン系ポリマーは、0.855g/cc～0.900g/ccの
密度、177で1000～50,000cPの溶融粘度、及び、500g/10分より
大きくかつ1500g/10分以下のメルトインデックス(I2)を有し、

前記物品が、ASTM D 3359のクロスハッチ付着性試験に従って測定される3B
～4Bの塗料付着性評価を示す、物品。

【請求項2】

前記組成物が、前記組成物の重量に基づく重量%において、

A) 無水物官能化工チレン系ポリマー、及び任意選択的にエチレン系ポリマーを含む、
20～65重量パーセントの前記第1のポリマー組成物と、

B) 20.0重量%かつ65.0重量%の前記充填剤と、

C) 任意選択的な10.0～16.0重量%の前記粘着付与剤と、

を含む、請求項1に記載の物品。

【請求項3】

前記組成物は、前記組成物の重量に基づいて、1.0重量%～75.0重量%の前記無
水物官能化工チレン系ポリマーを含む、請求項1に記載の物品。

【請求項4】

前記第1のポリマー組成物と前記充填剤との重量比は、1 / 1 ~ 1 / 5である、請求項1に記載の物品。

【請求項5】

前記第1の組成物は、前記エチレン系ポリマーを含む、請求項1に記載の物品。

【請求項6】

前記エチレン系ポリマーは、0.855 ~ 0.890 g / ccの密度を有する、請求項1に記載の物品。

【請求項7】

前記エチレン系ポリマーと前記無水物官能化工チレン系ポリマーとの重量比は、1 / 1 ~ 6 / 1である、請求項1に記載の物品。

【請求項8】

「前記無水物官能化工チレン系ポリマーの前記密度」と「前記エチレン系ポリマーの密度」との比は、0.7 ~ 1.3である、請求項1に記載の物品。

【請求項9】

前記組成物は、前記組成物の重量に基づいて、70重量%以上の構成成分Aと構成成分Bとの合計重量を含む、請求項1に記載の物品。

【請求項10】

前記組成物は、1,000 ~ 5,000 Pa · sの粘度(0.1ラド / 秒及び100でV0.1)を有する、請求項1に記載の物品。

【請求項11】

前記組成物が前記粘着付与剤を含み、前記粘着付与剤と前記充填剤との重量比が、0.2 : 1 ~ 1 : 1である、請求項1に記載の物品。

【請求項12】

前記充填剤が、タルク、炭酸カルシウム、カーボンブラック、石炭フライアッシュ、ガラスファイバー、ポリマー繊維(ナイロン、レーヨン、綿、ポリエステル、及びポリアラミドを含む)、金属繊維、金属フレーク、もしくは金属粒子、粘土、雲母、シリカ、アルミナ、アルミニオシリケートもしくはアルミニノホスフェート、カーボンウィスカー、炭素繊維、珪灰石、黒鉛、ゼオライト、炭化ケイ素、窒化ケイ素、チタン酸塩(例えば、二酸化チタン)、及び、これらの組み合わせから選択される、請求項1に記載の物品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0052

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0052】

一実施形態において、充填剤は、以下から選択される：タルク、炭酸カルシウム、カーボンブラック、石炭フライアッシュ、ガラスファイバー、ポリマー繊維(ナイロン、レーヨン、綿、ポリエステル、及びポリアラミドを含む)、金属繊維、金属フレーク、もしくは金属粒子、粘土、雲母、シリカ、アルミナ、アルミニオシリケートもしくはアルミニノホスフェート、カーボンウィスカー、炭素繊維、珪灰石、黒鉛、ゼオライト、炭化ケイ素、窒化ケイ素、チタン酸塩(titanates; 例えば、二酸化チタン)、またはこれらの組み合わせ。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0070

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0070】

一実施形態において、構成成分Aの無水物官能化工チレン系ポリマーは、300 g / 10分より大きいか等しい、さらには400 g / 10分より大きいか等しい、またさらには5

0.0 g / 10 分より大きいか等しいメルトイントンデックス (I2)、または算出メルトイントンデックス (I2) を有する。さらなる実施形態において、無水物官能化工チレン系ポリマーは、無水物官能化工チレン / - オレフィンインターポリマー、またさらには無水物官能化工チレン / - オレフィンコポリマーである。いくつかの好ましい - オレフィンは、前述の通りである。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0143

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0143】

各塗装プラーカを標準的なクロスハッチ付着性試験により分析した。クロスハッチ付着法は、基材に対する塗膜の付着強度を評価するための一般的な工業的方法である。クロスハッチ用スクライブを使用して表面の塗膜を通る平行線状の切り込みを入れる。碁盤目状のパターンを得るために、最初の切り込みに対して垂直に、同様の一連の線状切り込みを入れる。切り込みを入れた個々の正方形の合計数は100個である。切り込みを入れた面の表面積は約「1インチ×1インチ」であった。